【「毎月分配型」または「通貨選択型」投資信託に係る当社お買付手数料について】

SBI証券で投資信託をご購入いただく際のお買付手数料は次の方法により計算します。

（例）手数料率3.24%（税抜3.0%）の投資信託の場合

＜口数指定でご購入の場合＞

お買付手数料＝お買付口数×1口当り基準価額×3.24%

例えば、1万口当りの基準価額10,000円で100万口（1口=1円のファンドの場合）お買付の場合は
お買付手数料＝100万口×10,000円÷10,000口×3.24%＝32,400円
となり、合計1,032,400円をお支払いいただくことになります。

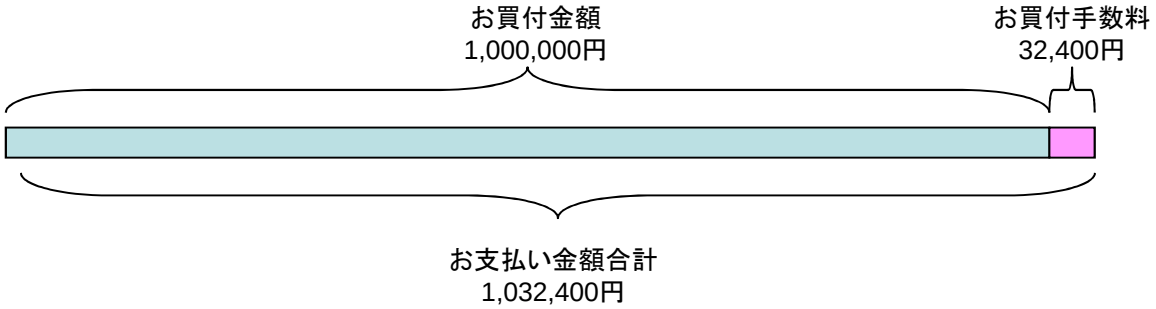

＜金額指定でご購入の場合＞

お支払い金額（指定金額）＝お買付代金＋お買付手数料（お買付代金の3.24%）

例えば、100万円の金額指定で購入いただく場合、指定金額（お支払いいただく金額）の100万円の中からお買付手数料（税込）をいただきますので、100万円全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません。

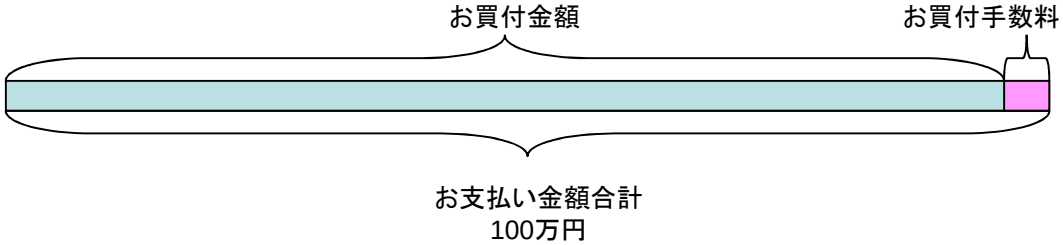

なお、手数料率はそれぞれの銘柄により異なりますので、弊社ホームページの個別投資信託画面をご覧いただくか、もしくはお取引店までお問い合わせください。

【毎月分配型投資信託の収益分配金に関するご説明】

●投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

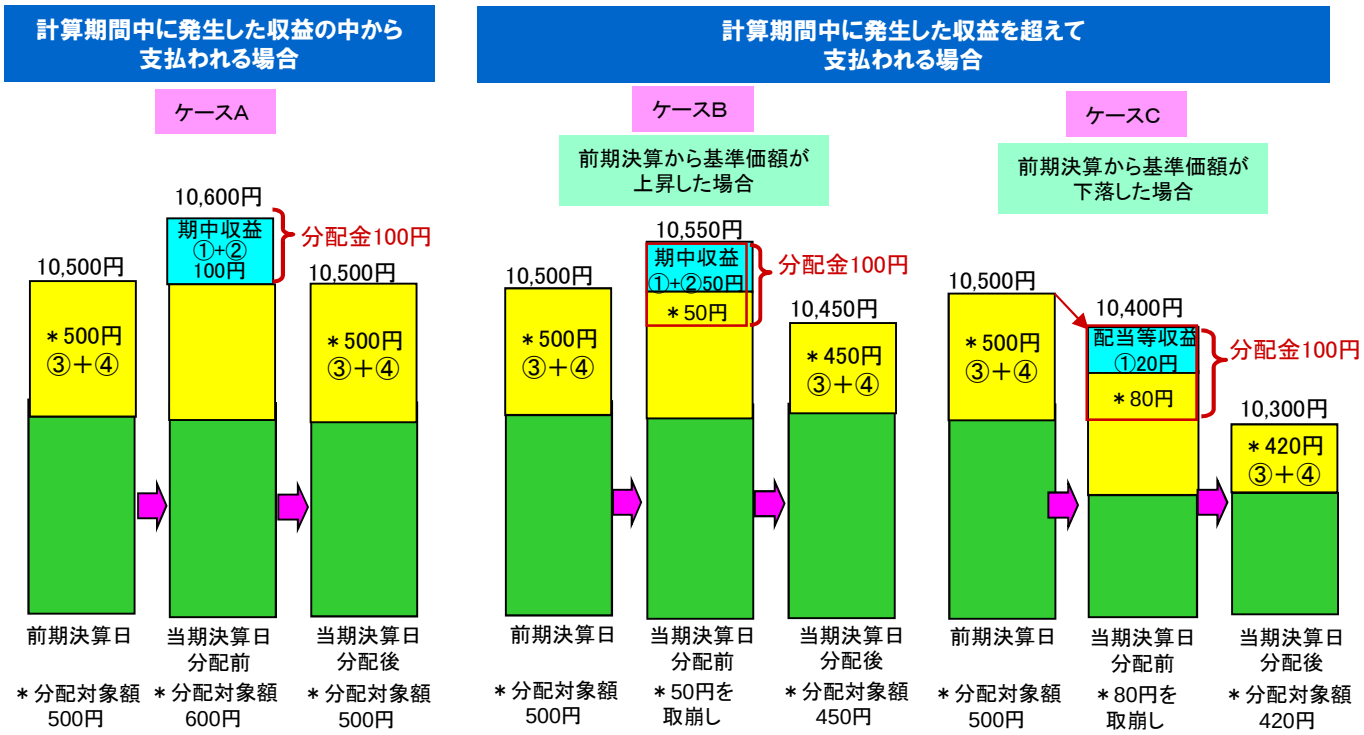

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円
ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円
ケースC：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

●受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

◇分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

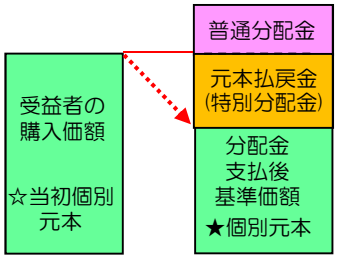

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

◇分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

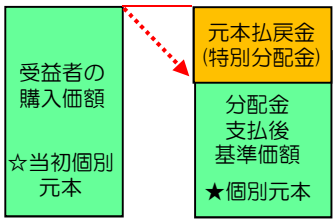

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、同額だけ減少します。

【NISAでの投資信託のお取引の際は、以下の点にご注意ください】

●元本払戻金（特別分配金）はもともと非課税です。

投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）については従来より非課税であり、NISAにおいては制度上のメリットを享受できないことにご留意ください。

※投資信託の分配金のなかには、元本払戻金（特別分配金）が含まれている場合もありますので、お取引の際は各投資信託の運用レポートやトータルリターン等の運用状況を十分ご確認のうえお取引ください。

※元本払戻金とは、分配金が支払われた際、分配落ち後の基準価額が個別元本を下回る部分に相当する金額をいいます。

●分配金受取方法をNISAでの再投資に設定されている投資信託の分配金分は、非課税投資枠の範囲まではNISAでの買付となります。

分配金受取方法をNISA再投資に設定されている場合、分配金の再投資は、非課税投資枠がある場合にはNISAの非課税投資枠を使用します。非課税投資枠を超えた分配金の再投資はNISAの対象とはならず課税扱いとなります。

（インターネット取引のお客様）分配金受取方法の変更については、口座管理＞登録情報一覧＞お取引関連・口座情報＞NISA（少額投資非課税口座）＞投信分配金の再投資から変更可能です。

●一度使用された非課税投資枠の再利用や未使用の非課税投資枠の翌年への繰り越しはできません。

NISAでは、非課税投資枠である年間120万円（ジュニアNISAは年間80万円）の範囲で購入した投資信託から生じる譲渡益等が非課税とされます。しかし、NISA口座で売却した場合、投資期間内であっても、一度使用された非課税投資枠を再利用することはできません。また、未使用の非課税投資枠を翌年に繰り越すことはできません。

●その他のNISA口座のご利用にあたってのご留意事項は当社WEBサイトをご確認ください。

【通貨選択型投資信託の収益／損失に関するご説明】

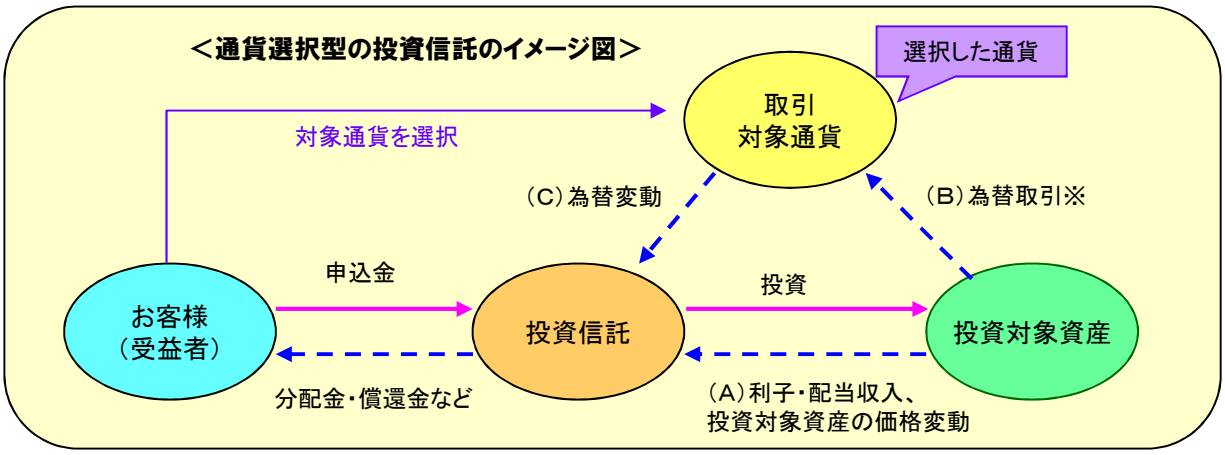

※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

●通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。
●通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

① 投資対象資産による収益（上図Ⓐ部分）
・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

②為替取引によるプレミアム収益（金利差相当分の収益）（上図Ⓑ部分）
・「選択した通貨」（コース）の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」が期待できます。
・逆に、「選択した通貨」（コース）の短期金利のほうが低い場合には、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。
・なお、「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）やコスト（金利差相当分の費用）は発生しません。
※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③ 為替変動による収益（上図Ⓒ部分）
・上図Ⓑ部分とは異なり、上図Ⓒ部分については為替取引を行っていないため、「選択した通貨」（円を除く。以下同じ）の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
・「選択した通貨」の対円レートが上昇した（円安となった）場合は、為替差益を得ることができます。
・逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落した（円高となった）場合は、為替差損が発生します。

●これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

収益の源泉 ＝ 利子配当収入 投資対象資産の価格変動 ＋ 為替取引による プレミアム／コスト ＋ 為替差益／為替差損

収益を得られるケース	投資対象資産の市況の好転（金利の低下等）＊ 投資対象資産（債券等）の価格の上昇＊	取引対象通貨の短期金利が投資対象資産の通貨の金利を上回る プレミアム（金利差相当分の収益）の発生	取引対象通貨が対円で上昇（円安） 為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	投資対象資産（債券等）の価格の下落＊ 投資対象資産の市況の悪化（金利の上昇、発行体の信用状況の悪化等）＊	コスト（金利差相当分の費用）の発生 取引対象通貨の短期金利が投資対象資産の通貨の金利を下回る	為替差損の発生 取引対象通貨が対円で下落（円高）

＊投資対象資産の価格上昇／下落の要因は、資産の種類（債券・株式・不動産等）により異なります。

※通貨選択型の投資信託が実質的に投資を行う「ハイ・イールド債」や「新興国債券」等の投資対象資産に関する投資リスクについては、目論見書その他の資料でご確認いただくか、またはお取引店までお尋ねください。その他、本リーフレットに記載された文言等、ご不明な点がございましたら、お取引店までお尋ねください。